

● ドメスティック・バイオレンス（DV）について

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

ドメスティック・バイオレンス（略して「DV」）とは、英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

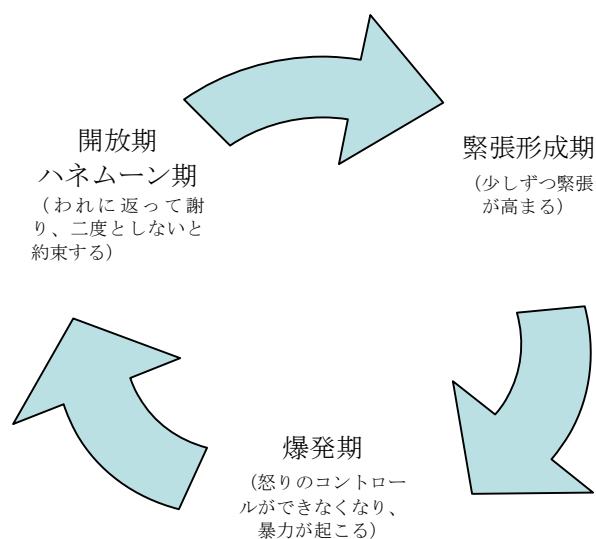
◆DVの形態

DVは、殴る、蹴るなど身体にけがを負わせるような暴力だけではなく、外部から見えにくい様々な行為があります。

- ・身体的暴力・・・殴る、ける、刃物で傷つける、突き飛ばす、首をしめる、物を投げつける、など
- ・心理的暴力・・・何を言っても無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、脅す、ののしる、など
- ・社会的暴力・・・交友関係や電話・メールなどを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させない、など
- ・経済的暴力・・・生活費を渡さない、極端に少額の生活費しか渡さない、借金を負わせる、など
- ・性的暴力・・・無理やりアダルトビデオなどを見せる、性的な行為を強要する、避妊に協力しない、など

◆DVのサイクル

暴力は繰り返され、だんだんエスカレートするという傾向があります。



#### ◆暴力が与える影響

「配偶者暴力防止法」においては、被害者を女性に限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は女性が多いという実態があり、このような暴力の多くは家庭内という外から見えにくい状況で起こります。

DV被害者は、身体的な暴力によりケガなどの外傷だけではなく、精神的にも非常に傷つき、恐怖感や無気力感で逃げることができない状態になることがあります。また、被害は、その子供にも深刻な影響を与えます。夫の暴力が子供に向けられたり、暴力を受けた妻が子供を虐待したりすることもあります。さらに、両親の暴力を見て育った子供は、将来、良好な人間関係を築けなくなったり、DVの加害者や被害者になってしまったりするおそれもあります。

#### ◆相談窓口

一人で抱え込まないで、まずは相談してください。あなたはひとりぼっちではありません。

- ・ 田辺市男女共同参画センター「女性電話相談」 午前9時～正午(平日)

0739-26-4919

- ・ DV被害者支援の会ニュースタート

24時間対応

0739-24-3322